

常務委員会の権限に属する事務の概要

(平成 27 年 3 月 23 日第 131 回審議会議決)

1. 下記に掲げる軽易な事項について、県又は国土交通大臣が都市計画を定める際に議決を行い、また市町都市計画審議会が設置されていない市町が都市計画を定める際に議決を行うこと。

但し、新規決定の場合及び都市計画の案の縦覧の結果意見書が提出されたものを除く。

ア. 名称の変更

- イ. 都市計画法施行規則第 13 条に定める都市計画の軽易な変更のうち、次に掲げるもの

- a. 3号ハ, ニ → 具体的には…

道路に関する都市計画で、線形の変更による位置又は区域の変更や、拡幅による位置又は区域の変更に伴う他の道路の起点又は終点の変更(起点又は終点の移動する距離が百メートル以上であるものを除く。)による当該他の道路の位置又は区域の変更。及び、道路を支える法面その他の構造物の形状の変更による位置又は区域の変更

- b. 4号ハ → 具体的には…

都市高速鉄道に関する都市計画で、停車場又は車庫の位置又は区域の変更で、区域の境界の移動する距離が二十メートル未満であるもの

- c. 6号ロ, ハ → 具体的には…

公園、緑地及び墓園に関する都市計画で、面積の拡張又はこれに伴う位置若しくは区域の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が変更前の面積の二十パーセント未満であるもの。及び、区域の境界の整正を行う位置、区域又は面積の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が二千五百平方メートル未満であり、かつ、変更前の面積の十パーセント未満であるもの

2. 建築基準法第 22 条第1項の規定による区域を指定する場合に、あらかじめ意見を述べること。

(建築基準法第 22 条第2項)

3. 卸売市場、と畜場、火葬場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する特殊建築物の新築又は増築についての許可を行う場合に、都市計画上の支障の有無について審議すること。

(建築基準法第 51 条ただし書き)

常務委員会での審議結果は、直近の審議会に報告するものとする。

なお、常務委員会の所掌事務については、審議会で審議することを妨げない